平成29年度 自然エネルギー・ 省エネルギー機器等 導入費助成のご案内

太陽光発電システム・ソーラーシステム・ガスエンジン給湯器・ 燃料電池給湯器・高反射率塗料等・LEDランプ(共同住宅のみ)



中央区環境土木部環境推進課

自然エネルギー機器導入費の助成(導入前申請)

1 助成対象者

①区内に住所を有している方(区民)

③区内に賃貸共同住宅を所有している中小企業者等

②区内に賃貸共同住宅を所有している方(区民)

④区内の分譲共同住宅の管理組合

ただし、平成30年3月30日までに機器等の導入および支払を終え、区に導入完了報告をすること。

※中小企業者の定義は、中小企業基本法に準拠します。

2 助成の対象となる機器と要件

※共通の要件 住宅用は、居住する住戸で使用されるもので、新たに購入して導入する未使用品であること。 共同住宅用は、共用部分で使用されるもので、新たに購入して導入する未使用品であること。

※リースや中古品の購入は対象外です。

※発電量全量を売電する目的で導入する場合は、対象となりません。

対象機器	要件	建築物			
	①一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証を受けたものであること。 ②発電した電力は住宅で使用されるものであること。 ③電力会社と電力受給に関する契約を締結すること。	住宅			
太陽光発電システム	*************************************				
ソーラー システム	①一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL 部品)認定を受けたものであること。 ②生み出された熱(温水等)が、住宅で使用されるものであること。	住宅			

3 助成金額

	建築物	対象者			中央エコアクトの 認証を取得している場合	
対象機器			一般助	成	中央エコアクトに 参加申込をしている場合 (助成金の支払は認証取得後になります。)	
			助成単位	限度額	助成単位	限度額
太陽光発電システム	住宅	居住者	出力 1kW 当たり 100,000 円	350,000円	出力 1kW 当たり 150,000 円	420,000円
	共同住宅(共用部)	共同住宅 所有者		1,000,000円	_	_
		管理組合				
ソーラーシステム	住宅	居住者	集熱器面積 1 m ² 当たり 1 6,500 円	150,000円	集熱器面積 1 m ² 当たり 25,000 円	180,000円

[※]申請に必要な書類については3ページをご覧ください。

省エネルギー機器等導入費の助成(導入前申請)

1 助成対象者 (※②~④は高反射率塗料等及び LED ランプのみ)

①区内に住所を有している方(区民)

③区内に賃貸共同住宅を所有している中小企業者等

②区内に賃貸共同住宅を所有している方(区民)

④区内の分譲共同住宅の管理組合

ただし、平成30年3月30日までに機器等の導入および支払を終え、区に導入完了報告をすること。

※中小企業の定義は中小企業基本法に準拠します。

2 助成の対象となる機器等と要件

※共通の要件 住宅用は、居住する住戸で使用されるもので、新たに購入して導入する未使用品であること。 共同住宅用は、共用部分で使用されるもので、新たに購入して導入する未使用品であること。 ※リースや中古品の購入は対象外です。

対象機器等	要件					
ガスエンジン 給湯器 (エコウィル)	①総合効率が低位発熱量基準で 80%以上であること。 ②貯湯容量が 90 リットル以上であること。					
燃料電池給湯器 (エネファーム)	①定格発電能力が 0.5 k Wから 1.5 k Wまでの間であること。 ②総合効率が低位発熱量基準で 80%以上であること。 ③貯湯容量が 50 リットル以上であること。					
	高反射率塗料	国内の第三者機関における測定値が日射反射率(近赤外 領域)50%以上であること。	住宅 共同住宅			
		国内の第三者機関における測定値が遮蔽係数 0.7 未満、	住宅			
高反射率塗料等	窓用日射調整 フィルム および コーティング材	可視光線透過率 65%以上、熱貫流率 5.9W/(㎡・K)未満(コーティング材の場合は 6.0W/(㎡・K)以下)であり、かつ日射調整性能について、適切な耐候性が確認されている製品とする。	共同住宅			
	直管形	 ① LED ランプの固有エネルギー消費効率で 60lm/W 以上であること。 ② LED モジュール寿命は 40,000 時間以上であること。 ③新たに LED ランプ専用の器具を設置し導入するもの。または既存の器具を LED ランプ専用(白熱、ハロゲン、蛍光灯などと交換できないもの)に改造し導入するものであること。 				
	直管形以外	① LED ランプの固有のエネルギー消費効率が全光束ごとに下表の基準値以上であること。				
		<u>全光束</u> 基準値 600lm 未満 なし				
		600lm 以上 2200lm 未満 30lm/W				
LED ランプ		2200lm以上 60lm/W	共同住宅			
		② LED モジュール寿命は 30,000 時間以上であること。 ③新たに LED ランプ専用の器具を設置し導入するもの。または既存の器具を LED ランプ専用(白熱、ハロゲン、蛍光などと交換できないもの)に改造し導入するものであること。				
	誘導灯器具	都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱(平成21年3月10日付け20環都計第529号)第2の指定基準を満たすものであること。 ※東京都HP中小企業者向け「省エネ促進税制対象機器」(http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/eco_energy/index.html)の「導入推奨機器検索」から対象となるLED誘導灯器具を探すことができます。				

助成金額

	建築物	対象者	一般助成		中央エコアクトの認証を 取得している場合	
対象機器等					中央エコアクトに 参加申込をしている場合 (助成金の支払は認証取得後になります。)	
			助成単位	限度額	助成単位	限度額
ガスエンジン 給湯器 (エコウィル)	住宅	居住者		150,000円	導入費用の 35%	180,000円
燃料電池給湯器 (エネファーム)				650,000円		780,000円
高反射率塗料等	住宅	居住者	 導入費用の	100,000円		120,000円
(屋上用高反射率 塗料、窓用日射調 整フィルム、窓用	共同住宅 (共用部)	共同住宅 所有者	20%	700,000円	_	
コーティング材)		管理組合				_
LED ランプ	共同住宅 (共用部)	共同住宅 所有者		400,000円		
		管理組合				

[※]機器本体の他に、導入に係る工事費も導入費用に含まれます。(諸経費や交通費等の機器の導入に直接 関係のない経費は含まれません。)

助成金の申請に必要な書類 ※機器等の導入前に申請してください

由註之	申請に必要な書類			
申請者	個 別	共 通		
区内に住所を 有している方 (区民)	なし	①自然エネルギー及び省エネルギー機器等導入費助成金交付申請書(第1号様式甲)		
区内に 賃貸共同住宅を 所有している方 (区民)	①発行後3か月以内の共同住宅に係る不動 産登記(建物)に関する登記事項証明書(全 部事項証明書または現在事項証明書)	②機器等の導入に係る見積書とその 内訳書の写し ③導入機器等の形状・規格等がわか る資料(機器の要件を確認できる 書類、パンフレット等の写し)		
区内に 賃貸共同住宅を 所有している 中小企業者等	①発行後3か月以内の共同住宅に係る不動産登記(建物)に関する登記事項証明書(全部事項証明書または現在事項証明書) ②法人の場合は、発行後3か月以内の商業登記に関する登記事項証明書(現在事項証明書または履歴事項証明書) ③個人の場合は、直近の確定申告書(受付印のあるもの)の写し	(4) LED ランプを導入する場合 導入場所・個数・型番等が特定できる図面と実施計画書(様式 1) (5) 高反射率塗料を導入する場合 導入場所・規模(塗料の塗布面積) が明記された図面(平面図・立面図)と実施計画書(様式 2) (6) 日射調整フィルムまたはコーティ		
区内の 分譲共同住宅の 管理組合	①発行後3か月以内の共同住宅に係る不動産登記(建物)に関する登記事項証明書(全部事項証明書または現在事項証明書) ②共同住宅の管理規定の写し ③機器等の導入に係る管理組合総会の決議書、またはそれに代わるもの	ング材を導入する場合 導入面積のわかる図面や写真等 ⑦導入承諾書(導入する住宅が自己 所有でない場合のみ) ⑧委任状(申請者以外の方が書類提 出を行う場合		

- ※導入条件や状況に応じて、上記①~⑧以外の書類提出をお願いする場合があります。
- ※確定申告を電子申請で行っている場合は、受理されたことが確認できる書類の写しを提出してください。
- ※必要書類はホームページからダウンロードできます。また、環境推進課でも配布しています。

[※]助成金交付申請額は、千円未満切捨てです。

■注意事項

- ①自然エネルギー・省エネルギー機器等導入費助成金は事前申請です。 機器等の設置工事前に申請してください。(助成金交付決定通知を受領後に工事を開始してください)
- ②同年度内の申請は、対象機器ごとに 1回までです。
- ③印鑑は提出する書類すべて同じものを使用してください。(インク浸透印不可)
- ④偽りその他不正な手段により交付決定を受け、助成金を交付されたときは、決定を取り消し、助成金の返還を求めます。
- ⑤その他、データ提供やアンケート回答などをお願いすることがあります。

■クレジットカードのご利用・分割払にあたっての注意点

- ※支払にクレジットカードを利用される場合は、銀行口座からの引き落としを平成30年3月30日までに完了させてください。また、導入完了報告の際には、支払の完了を確認するため、クレジットカード売上票、利用明細書、引落口座の通帳(表紙と引き落としが確認できるページ)の写しが必要です。
- ※分割で支払をされる場合は、平成30年3月30日までにすべての支払を完了させてください。導入完了報告の際には、分割で支払ったすべての領収書とその内訳書の写しが必要です。また、分割払を口座引き落としにされる場合は、通帳の表紙と引き落としが確認できるページの写しが必要です。

■中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)家庭用とは

日常生活における環境活動により、二酸化炭素の排出量を減らしていく仕組みです。

一定の取組成果をあげた家庭に「認証書」を交付します。



※認証までの期間は概ね2か月です。

【詳しくは・・・】

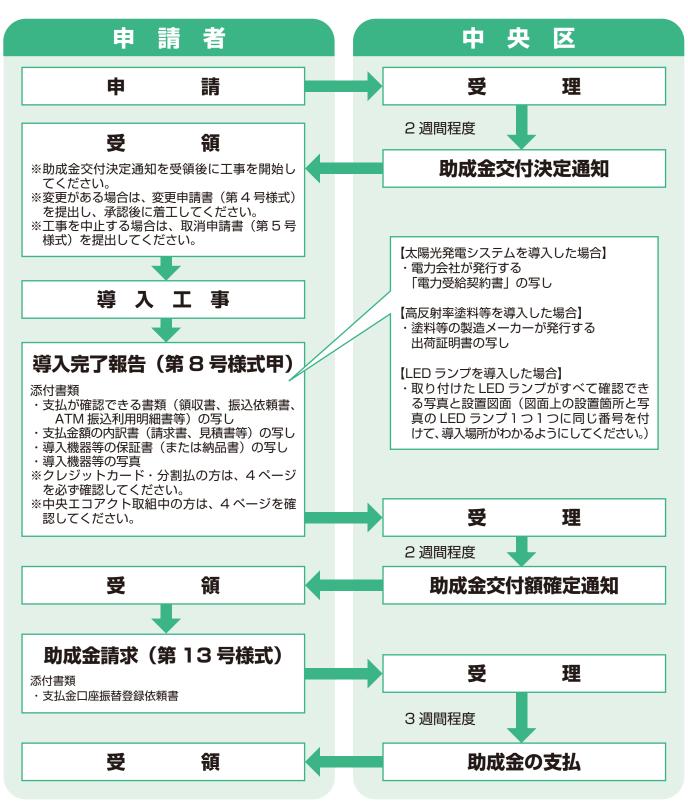
区のホームページ

http://www.city.chuo.lg.jp/kankyo/seisaku/taisaku/eco/chuoecoact_katei.html をご覧ください。

■中央エコアクトに取組中の方へ

- ※中央エコアクト取組中の方は、認証を取得した後に導入完了報告書等を提出してください。
- ※平成30年3月30日までに中央エコアクトの認証を取得できない場合は、一般助成の助成金額に変更されます。(一般助成の額で助成金を受けられますので書類をご提出ください。)

手続きの流れ



- ※平成30年3月30日までに導入完了報告をしてください。
- ※各書類の審査には、現場確認を行う場合があります。

問合せ・申請先 •••

中央区 環境土木部 環境推進課 温暖化対策推進係

TEL 03 - 3546 - 5628 FAX 03 - 3546 - 5639 〒 104 - 8404 中央区築地一丁目 1 番 1 号

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。